

飯豊町議会

06.12.-3

收受/33号

令和6年12月3日

飯豊町議會議長 菅野富士雄様

請求議員

氏名 高橋亨一 

氏名 横山清彦 

審査請求書

飯豊町議會議員政治倫理条例第4条の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

1. 審査対象議員の氏名

松山和好議員

2. 審査請求の理由

飯豊町議会では、平成13年3月に「飯豊町議会政治倫理に関する決議」を議決し、平成26年4月に「飯豊町議会基本条例」を施行、令和元年6月には「飯豊町議會議員政治倫理条例」を制定している。

それぞれに「議員は町民の代表者としてその倫理性を常に自覚しその地位に伴う責任と品格の保持に努めるものとする」「議員は、決議を遵守しなければならない」、「町民の代表として品位と名譽を損なう行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」「議員としての地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、人権侵害のおそれのある行為はしない」と定めている。

しかし、当該議員は、町長選挙期間中にラインを利用し文章を拡散した行動があった。内容は、事実が伴わない町政に関する虚偽の文章や町民、相手候補者、町内事業者、議員への誹謗中傷にあたる内容である。ラインによる誹謗中傷や偽情報拡散が社会問題になっている今日、議員である立場にも関わらず、自ら根拠に欠ける情報を発信し、その内容が町民の不安や混乱を招き、町民の信頼に反する行為にあたる行動である。

これらが、飯豊町議會議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第7号の規定に違反する疑いが思料されるため、審査請求を行うものである。